

北秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

北秋田市教育委員会

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

北秋田市教育委員会規則第 7 号

北秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

北秋田市教育委員会公告式規則（平成17年北秋田市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「告示及びその他の」を「その他教育委員会の定める」に改める。

第 2 条第 2 項中「番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育委員会印を押印し、」を「公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、その末尾に」に改め、同条第 3 項中「別表に定める場所に」を「北秋田市公告式条例（平成 17 年北秋田市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に」に改め、「これを」を削る。

第 4 条を削り、本則に次の 2 条を加える。

（規程等の公表）

第 4 条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規程」という。）は、公表の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入しなければならない。

2 第 2 条第 3 項の規定は、前項に規定する場合について準用する。

（情報の公表）

第 5 条 第 2 条又は前条の規定により、規則又は規程を公布し、又は公表したときは、当該規則又は規程に関する情報を市のホームページに掲載して公表するものとする。
この場合において、当該公布文書又は公表文書に署名があるときは、当該署名は、氏名の記名をもってこれに代えるものとする。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。